平成２４年（フ）第１９号
山口県下関市秋根西町２丁目９番６―701号
アーバンパレスクレア新下関
債務者　宮本八千代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉402番地１
債務者　川口富久江
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５８５号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番26―720号、前住所福岡市中央区春吉２丁目13番19―515号
破産者　竹内　健悟
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目24番19号
破産者　柳池　　豊
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２８号
福岡市南区井尻３丁目22番12―406号
破産者　中野　　仁
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７３号
札幌市北区屯田９条３丁目２番２―611号、開始決定時の住所札幌市北区屯田８条11丁目２番10号
破産者　芦野　保則
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４８号
宮城県岩沼市小川字荘司２番地の１
破産者　松浦　宗俊
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９７６号
宮城県塩竈市藤倉１丁目12番24号
破産者　阿部　　貢
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
仙台市青葉区一番町２丁目11番６―407号
破産者　小笠原美子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
仙台市泉区北高森６番地の17
破産者　川口　千穂
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
茨城県那珂郡東海村大字村松1263番地２
破産者　大内　邦彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
茨城県水戸市千波町1192番地の99
破産者　孫　　愛子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６２４号
埼玉県春日部市大沼５丁目117番地　グリーンパレスハラダ201
破産者　岡崎　昭衛
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
愛知県一宮市萩原町串作字郷466番地５
破産者　岡部　安義
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１８号
秋田県潟上市天王字追分42番地
破産者　宇佐美新吾
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１０号
秋田市手形字十七流184番地２
破産者　浅村多知子
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
秋田市外旭川八柳２丁目９番10号　コーポ鎌田Ⅰ22号
破産者　小西　達也
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
福島県相馬市坪田字平林125番地
破産者　横山　香織
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２２９号
福島県郡山市御前南３丁目189番地　メゾンプルミエ102号、破産手続申立時の住所福島県郡山市麓山１丁目３番４号　ダイアパレス麓山公園701号
破産者　柴原　直樹
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係